

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名	設置認可年月日		校長名	所在地																														
専門学校宮城高等歯科衛生士学院	昭和63年11月10日		佐々木 優	〒 980-0803 (住所) 仙台市青葉区国分町1-5-1 (電話) 022-222-5079																														
設置者名	設立認可年月日		代表者名	所在地																														
一般社団法人宮城県歯科医師会	明治40年8月23日		佐々木 優	〒 980-0803 (住所) 宮城県仙台市青葉区国分町1-5-1 (電話) 022-222-5960																														
分野	設定課程名	認定学科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度																													
医療	医療専門課程	歯科衛生士科	平成12(2000)年度	-	令和 5(2023)年度																													
学科の目的	歯科保健医療に関する知識及び技術を教授研究し、社会福祉と文化の進展に寄与し得る専門技術者(歯科衛生士)を育成する。																																	
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	修了と同時に歯科衛生士国家試験受験資格取得																																	
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験																												
3 年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入 2,884 単位時間 103 単位	1,939 単位時間 82 単位	単位時間 単位	945 単位時間 21 単位	単位時間 単位																												
生徒総定員	生徒実員(A)	留學生数(生徒実員の内数)(B)	留學生割合(B/A)	中退率																														
135 人	123 人	0 人	0 %	5 %																														
就職等の状況	■卒業者数(C) : 31 人 ■就職希望者数(D) : 26 人 ■就職者数(E) : 26 人 ■地元就職者数(F) : 25 人 ■就職率(E/D) : 100 % ■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) : 96 % ■卒業者に占める就職者の割合(E/C) : 84 % ■進学者数 : 0 人 ■その他 : 国家試験を受験し不合格となり、卒業後歯科医院でアルバイトをしながら本学院に通い、次年度国家試験合格を目指している。 (令和 7 年度卒業者に関する令和 7 年 5 月 1 日時点の情報) ■主な就職先、業界等 (令和7年度卒業生) 歯科診療所、病院																																	
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体: 受審年月: 評価結果を掲載したホームページURL																																	
当該学科のホームページURL	https://www.madha.ac.jp																																	
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A: 単位時間による算定) <table border="1"> <tr> <td>総授業時数</td> <td>単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td> <td>単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td> <td>単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち必修授業時数</td> <td>単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td> <td>単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td> <td>単位時間</td> </tr> <tr> <td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td> <td>単位時間</td> </tr> </table> (B: 単位数による算定) <table border="1"> <tr> <td>総単位数</td> <td>103 単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数</td> <td>21 単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した演習の単位数</td> <td>単位</td> </tr> <tr> <td>うち必修単位数</td> <td>21 単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数</td> <td>21 単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の演習の単位数</td> <td>単位</td> </tr> <tr> <td>(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)</td> <td>単位</td> </tr> </table>						総授業時数	単位時間	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数	単位時間	うち必修授業時数	単位時間	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位時間	総単位数	103 単位	うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	21 単位	うち企業等と連携した演習の単位数	単位	うち必修単位数	21 単位	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	21 単位	うち企業等と連携した必修の演習の単位数	単位	(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	単位
総授業時数	単位時間																																	
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位時間																																	
うち企業等と連携した演習の授業時数	単位時間																																	
うち必修授業時数	単位時間																																	
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位時間																																	
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位時間																																	
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位時間																																	
総単位数	103 単位																																	
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	21 単位																																	
うち企業等と連携した演習の単位数	単位																																	
うち必修単位数	21 単位																																	
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	21 単位																																	
うち企業等と連携した必修の演習の単位数	単位																																	
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	単位																																	
教員の属性(専任教員について記入)	<table border="1"> <tr> <td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教員等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを算定して6年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td> <td>4 人</td> </tr> <tr> <td>② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6 人</td> </tr> </table> 上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を認定)の数 6 人						① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教員等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを算定して6年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	4 人	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	1 人	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	1 人	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人	計	6 人																
① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教員等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを算定して6年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	4 人																																	
② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	1 人																																	
③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人																																	
④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	1 人																																	
⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人																																	
計	6 人																																	

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

歯科医療及び歯科衛生士について知見のある歯科医師、関係団体関係者等が委員として参画する教育課程編成委員会を設置し、業界の人材の専門性に関する動向、歯科医療の方向性、今後必要となる知識や技術など歯科医療及び歯科衛生士教育について意見をいただき、授業内容の充実や向上を図る。歯科医療の方向性、今後必要となる知識や技術などの意見を参考に、教育課程の改善に関する意見交換を行うことで、より実践的な職業教育の質確保に組織的に取り込む。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

本学院における教育課程及び運営の決定機関である学院全体会議の下に教育課程編成委員会を置き、以下の過程を経て教育課程を編成、決定する。

1 教員による現状教育課程の分析結果から、授業科目の開設または授業内容・方法の改善・工夫について検討し、開設・改善・工夫案を作成する。

2 「教育課程編成委員会」において、上記1の開設・改善・工夫案について、専門的、実践的見地から検討し、意見交換を行う。

3上記2を踏まえて、同委員会から提案された開設・改善・工夫内容を学院全体会議で審議し、決定する。

4 委員会の協議内容等については、宮城県歯科医師会理事会にも同様に報告する。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和8年7月31日現在

名 前	所 属	任期	種別
駒形 守俊	一般社団法人仙台歯科医師会顧問(駒形歯科医院副院長)	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	③
人見 早苗	一般社団法人宮城県歯科衛生士会常務理事	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	①
佐々木 優	専門学校宮城高等歯科衛生学院学院長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	—
上原 忍	専門学校宮城高等歯科衛生学院副学院長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	—
荘司 伸樹	専門学校宮城高等歯科衛生学院教務部長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	—
小原 由紀	専門学校宮城高等歯科衛生学院教務主任	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	—
阿部 寿郎	専門学校宮城高等歯科衛生学院事務長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 (6月、7月頃と2月、3月頃)

(開催日時(実績))

令和7年度第1回 令和7年7月30日 18:30～19:30

令和7年度第2回 令和8年2月25日 18:30～19:30

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

教育課程編成委員会で協議、提案、意見等があった事項については、学院全体会議に報告、検討し、改善に活用している。具体的には「臨地・臨床実習」の実施に当たり、効果的な実習内容の実施の指摘があり、歯科診療所における実習内容の改善や小学校口腔衛生指導実習におけるビデオ撮影を利用した授業の改善等に繋げた。国家試験対策合格率向上の対策について、更なる対策として個人指導の強化等の指摘があり、模擬試験結果に基づく学生毎のレベルに合わせた少人数制勉強会を改善、充実させ実施した。また、大学等の学外講師授業における歯科衛生士国家試験出題基準に沿ったさらなる授業内容の改善等の意見があり、これら出された意見を参考にしながら令和7年度から教育課程の改正を行った。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

臨床実習は、実習施設(協力病院、診療所、施設)において直接対象者(患者)と接しながら臨床能力を高め、高度な専門能力、自ら課題を創造、思いやりと社会性を持ったヘルスプロモーションの担い手として医療機関、施設、行政において即戦力となるため、臨床における実践的な診療補助・口腔衛生管理ができる能力を修得することを目指して設定している。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

1 「臨地・臨床実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」は、一般社団法人宮城県歯科医師会の会員の歯科診療所で実施しており、宮城県歯科医師会から受入承諾書を得て連携、実施している。また、これらの施設は、歯科衛生士学校養成施設指定規則並びに歯科衛生士養成所指導ガイドラインに基づき、事前に実習施設として施設側から承諾をいただき、かつ県に届出て承認が得られた施設に対し「臨地・臨床実習Ⅰ」、「臨地・臨床実習Ⅱ」、「臨地・臨床実習Ⅲ」という授業科目について、学院長が各施設長

2 「臨地・臨床実習Ⅰ」では、早期から見学実習を行うことで、患者像や歯科衛生士像を知ること、自己学習意欲を高め、本学院内での学習の重要性を認識する教育機会となることを期待するもので、目標を①医療従事者として相応しい適正と資質を示せる②歯科衛生士業務の一部を体験することができることを目標に行っている。

3 「臨地・臨床実習Ⅱ」、「臨地・臨床実習Ⅲ」では、①歯科衛生士業務の基本を体験できる②病院、診療所、施設の各職場において歯科衛生士の役割と責任について理解し、その一員として自覚を持った行動がとれる③臨床実習を通して、自己の歯科衛生士としての自覚を高めることができることを目標として行っている。臨地・臨床実習では、臨床実習先と事前打ち合わせ会を行い、学校が作成した臨床実習の手引書の確認を行い、実習内容について確認をしている。また、学生の定められている目標に基づき臨床経験4年以上の歯科衛生士の指導の下、実習が行われ実習指導者からの報告書により学生の評価が行われている。

4 実習経費については、実習先からの請求に基づき実習終了後に支払いをしている。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	企業連携の方法	科目概要	連携企業等
臨地・臨床実習Ⅰ	3.【校外】企業内実習(4に該当するものを除く。)	対象となる個人、集団のニーズに応じた適切な歯科衛生行動をとるために問題解決能力を高め、専門的な支援の実践につながる歯科診療補助Ⅰの知識、技術、態度を習得する。	宮城県歯科医師会会員歯科診療所(東邦歯科診療所、仙台ときわ歯科、三浦歯科医院、懸田歯科医院、アーバン歯科クリニック)総数164先
臨地・臨床実習Ⅱ	3.【校外】企業内実習(4に該当するものを除く。)	対象となる個人、集団のニーズに応じた適切な歯科衛生行動をとるために問題解決能力を高め、専門的な支援の実践につながる歯科診療補助Ⅱの知識、技術、態度を習得する。	宮城県歯科医師会会員歯科診療所(東邦歯科診療所、仙台ときわ歯科、三浦歯科医院、懸田歯科医院、アーバン歯科クリニック)総数164先
臨地・臨床実習Ⅲ	3.【校外】企業内実習(4に該当するものを除く。)	対象となる個人、集団のニーズに応じた適切な歯科衛生行動をとるために問題解決能力を高め、専門的な支援の実践につながる歯科診療補助Ⅲの知識、技術、態度を習得する。	宮城県歯科医師会会員歯科診療所(東邦歯科診療所、仙台ときわ歯科、三浦歯科医院、懸田歯科医院、アーバン歯科クリニック)総数164先

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係		
(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針 ※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記 本学院は、教員に対する研修の必要性を把握し、専門分野の実務に関する知識や技術及び授業や生徒に対する指導方法を習得させ、教員の能力及び資質等の向上を図るものとする。本学院は、必要と認める場合には、他の機関や企業等と共同して、または外部の機関に委任して研修を行うことができるものとする。本件は、本学院の「教員研修に関する内規」に定めており、これに基づき研修を実施している。		
(2)研修等の実績		
①専攻分野における実務に関する研修等		
研修名:	令和7年度東北地区歯科衛生士教育協議会	連携企業等: 東北地区歯科衛生士教育協議会
期間:	令和7年7月25日(金)	対象: 専任教員
内容	「診療補助として実施する歯科衛生士による歯科麻酔行為」に関する歯科会動向、厚生労働省の考え方及び全国歯科衛生士教育協議会の対応」	
研修名:	第17回日本歯科衛生教育学会学術大会	連携企業等: 日本歯科衛生教育学会
期間:	令和7年12月6日(土)～12月7日(日)	対象: 専任教員
内容	時代のニーズに応える歯科衛生学教育を考える ～インターフェイスの視点より～	
②指導力の修得・向上のための研修等		
研修名:	2025年度歯科衛生士専任教員講習会Ⅴ	連携企業等: 全国歯科衛生士教育協議会
期間:	令和7年10月25日(土)	対象: 専任教員
内容	歯科衛生士学校・養成所において主として、その実技教育を担当している専任教員の指導能力を充実し、歯科衛生士の資質向上を図ることを目的として講習を行う。	
(3)研修等の計画		
①専攻分野における実務に関する研修等		
研修名:	令8年度東北地区歯科衛生士教育協議会	連携企業等: 東北地区歯科衛生士教育協議会
期間:	令和8年7月24日(金)	対象: 専任教員
内容	歯科衛生士不足解消を目指した地域連携モデルの構築—東北からの挑戦	
②指導力の修得・向上のための研修等		
研修名:	2026年度歯科衛生士専任教員講習会Ⅱ	連携企業等: 全国歯科衛生士教育協議会
期間:	令和8年8月3日(月)～8月7日(金)	対象: 専任教員
内容	歯科衛生士学校・養成所において主として、その実技教育を担当している専任教員の指導能力を充実し、歯科衛生士の資質向上を図ることを目的として講習を行う。	
研修名:	2026年度歯科衛生士専任教員講習会Ⅴ	連携企業等: 全国歯科衛生士教育協議会
期間:	令和8年10月17日(土)～18日(日)	対象: 専任教員
内容	歯科衛生士学校・養成所において主として、その実技教育を担当している専任教員の指導能力を充実し、歯科衛生士の資質向上を図ることを目的として講習を行う。	
研修名:	日本老年歯科医学会第37回学術大会	連携企業等: 日本老年歯科医学会
期間:	令和8年6月12日(金)～6月14日(日)	対象: 専任教員
内容	学会テーマ たべるよろこび つづくしあわせ	

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

学院内評価委員会で評価項目に沿って自己評価を行い、学校関係者評価委員会において自己点検評価結果を報告、協議し、学校評価委員会委員が教育活動や学校運営に関しそれぞれの観点から意見を述べ、指導助言、評価を行い、それをもとに今後の課題検討と具体的な改善策の策定を行うことで教育活動、学校運営の質向上に活かすことを狙いとする。学校関係者評価委員会の評価結果は、宮城県歯科医師会理事会に報告するとともに、「学校自己評価報告書」及び「学校関係者評価結果」として学校ホームページに公開する。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
1 教育理念・目的・目標	
(1)教育の理念、目的及び目標の設定	①教育理念等を踏まえ、当該専門学校としての目的及び目標を明確に設定し、養成する人材像を明確にしていること。
2 教育課程、教育の実施、学修成果	
(1)教育課程の編成と授業科目	①学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な教育課程編成・実施方針を作成した上で、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。
(2)教育の実施	①授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技など、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられるとともに、成績評価基準に基づき成績評価を行っていること。
	②企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等(以下「実習・演習等」という)の授業を行っていること。教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位時間または単位数の総授業時数に占める割合を具体的に設定していること。
(3)単位・卒業認定	①学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な卒業認定方針(資格・免許等を含む修得させる職業能力を含む)を学科・コースごとに定め、当該方針に基づき卒業の認定をしていること。
(4)学修成果目標の達成状況	①卒業認定方針を踏まえ、学科・コースごとに職業能力を含む資質能力の修得(資格・免許等の取得や知識・技術・技能の修得含む。)についての目標を定め、その目標が達成できていること。
	②学生が望む進路の実現に関する目標を定め、その目標が達成できていること。
3 学生の受入れ、学生支援	
(1)学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理	①入学者の受け入れ方針、入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、可否を決定していること。
	②学生の受入れは、入学定員に基づき適正に行っていること。
(2)自主的な学習の促進に対する支援	①学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取り組んでいること。学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っていること。

(3)多様な学生に対する支援	①適切な体制を構築し、障がいのある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生に対する支援を行っていること。
(4)学生生活に関する支援	①カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営していること。
	②留年者、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱える学生に対し適切な対応を行っていること。
	③学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用していること。
	④学生の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。
	⑤学生のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。
4 教育実施組織、教員	
(1)教員の配置、募集、採用	①教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員を確保するために基準等(教員の採用基準等)を整備し、適正に運用していること。
	②教員の常勤・非常勤、年齢構成等、また教員一人当たりの授業時数等を把握していること。また、教員の専門性、教授力を把握、評価していること。
(2)教員の組織の向上	①学校の目的に応じた分野の区分ごとに必要な教員組織を整備し、業務分担、責任体制を規程等で定めていること
	②教員間で連携、協力体制を構築していること。
(3)教員の資質の向上	①学校の教育活動の改善、工夫を行うFD(Faculty Development)などの取組や、教員の研究活動、自己啓発等への支援を行っていること。
	①-2 特に職業実践専門課程においては、企業等と連携して組織的にしていること。
	②教員の授業及び指導力等を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的にしていること。
5 教育環境	
(1)教育環境の整備	①教育上の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等を備えていること。
	②学生の学習支援のための施設(自習室等)を整備していること。また、学生の休憩、食事のためのスペースを確保していること。
	③図書室を設置し、専攻分野の教育に必要な専門書及び参考図書を配架し、必要に応じて学生が閲覧できるようにしていること。
(2)安全対策、防災組織	①学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、学校における安全対策を適切に行っていること。
	②火災の発生や防災に関する組織体制を整備し、適切に運営していること。

(3)施設・設備等の点検、改善等	①施設・設備等の日常点検、定期点検、補修等を適切に行っていること。
	②施設の改築・改修、設備の更新等の計画を定め、適切に実施していること。
6 教育活動の基礎と改善・向上の取組	
(1)中期事業計画と財務基盤	①当該専修学校が策定している中長期的計画に、教育目的、教育目標の実現に向けた具体的な内容が位置付けられていること。
	②当該専修学校の教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していること。
(2)学校運営	①学校運営の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること(職業教育に関するマネジメント(教育の企画・設計・運営等)における責任体制を含む。)
(3)学校評価の実施と改善活動	①学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会等外部からの意見を反映するなど、関連企業等団体、地域社会等からの意見を当該専修学校の運営やその改善・向上において活用していること。
	①-2 特に職業実践専門課程においては、教育課程編成委員会を年2回以上開催していること。
	②学校評価を実施し結果及び改善状況についての情報を公表していること。
	③学校評価の結果に基づく改善への取組を組織的かつ継続的に行っていること。
(4)社会からの理解と情報の公表	①当該専修学校の教育活動、学修成果、学校運営等の状況に関する情報を積極的に公表していること。
	②教育目的・目標の達成状況や活動状況について関連する教育機関、産業界等をはじめ、社会全体からの理解を得るよう取組んでいること。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

学校関係者評価からの意見を基に、学内評価委員会、学院全体会議で今後の課題や対応を検討して、必要に応じて宮城県歯科医師会理事会とも協議しながら教育活動、学校運営の改善に活用している。具体的な指導、助言としては、臨地・臨床実習の充実、卒業生の活躍等の把握と情報の分析、学外講師の授業内容の改善、国家試験対策の強化と卒後教育の充実などで、改善案を検討に活かすと共に、これら出された意見を参考にしながら令和7年度から教育課程の改正を行った。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名 前	所 属	任期	種別
江草 宏	東北大学病院副病院長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	企業等委員
伊藤 美香子	医療法人財団あおば会介護老人保健施設 ハート五橋理事・看護介護長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	企業等委員
堀込 ゆかり	宮城高等歯科衛生学院同窓会会長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	卒業生
岡橋 美奈子	宮城県歯科衛生士会副会長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	企業等委員
菅原 基一	国分町親交会会長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	地域住民

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: http://www.madh.ac.jp/guideline/*a4

公表時期: 令和8年7月31日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

本学院は、「専門学校における情報提供等へのガイドライン」に基づき、教育機関として歯科衛生士養成教員に係る教育活動や学校運営等について社会に対する説明責任を果たすとともに、校正かつ透明性の高い運営を実現し、教育の質の向上及び学校運営の改善を図ることを目的に、学校情報をホームページ、学院パンフレットで情報提供する。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	学校の概要、沿革、教育理念、人材育成像、学校の特色、事業計画(教育の重点分野)
(2) 各学科等の教育	カリキュラム等、卒業の要件、国家試験対策・合格率、卒業者数と進路
(3) 教職員	教員数、歯科医師役員コラム
(4) キャリア教育・実践的職業教育	実習・実技指導、就職指導
(5) 様々な教育活動・教育環境	校舎概要、主な施設・設備の特色、主な実習施設、その他施設・設備
(6) 学生の生活支援	教育活動(学校行事)
(7) 学生納付金・修学支援	入試要項(学費納入、教育支援制度、高等教育の修学支援制度、日本学生支援機構奨学金)
(8) 学校の財務	財務状況
(9) 学校評価	学校自己評価・学校関係者評価
(10) 国際連携の状況	海外研修制度
(11) その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <http://www.madh.ac.jp>

公表時期: 令和8年4月1日(但し学校評価については、7月31日)

授業科目等の概要

(医療専門課程 歯科衛生士科)																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当 年次・学期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
1	○			化学	様々な専門化学を学習する上で基礎となる「化学」を修得する。	1前	15	1	○			○				○
2	○			生物学の基礎	生物学の基礎知識を習得するとともに、化学的思考を身に付ける。	1前	15	1	○			○				○
3	○			数学統計の基礎	統計とは現象の法則性を追及するために発生した方法論であり、これを利用することで様々な意思決定がなされている。統計学の理論的な枠組みの解説を行い、データの取得から初歩的な統計的手法を学習する。	2前	15	1	○			○				○
4	○			倫理学	現代社会の問題、現代に生きる私たちの責任、権利、義務、倫理について考える。先端医療技術にまつわる倫理的な問題に対する思考力を養う。	2前	15	1	○			○				○
5	○			情報科学	日常におけるコンピューターや、ネットワークを利用するうえで必要なリテラシーを学ぶ。パソコンを利用して情報活用をし、わかりやすく伝える方法を学ぶ。	1前	20	1	○			○				○
6	○			実践英語Ⅰ	歯科で使用する英語を理解し会話ができるようにする。	1前	15	1	○			○				○
7	○			実践英語Ⅱ	歯科で使用する英語を理解し会話ができるようにする。	2前	15	1	○			○				○
8	○			歯科英語	歯科衛生士に必要な専門知識を英語で理解するための基礎を習得する。英単語を自分で辞書を引き調べる。口腔衛生指導を英語で説明することを学ぶ。	2前	15	1	○			○				○
9	○			行動科学	コミュニケーション法を学び、患者の行動特性を理解できることを学習する。	3後	20	1	○	△		○				○
10	○			心理学	いろいろな種類の人の行動について、どのような法則性があるのかについて理解を深めるとともに、その基礎として、自分自身を含め周りにいる人々の行動及び関係について客観的分析的に考える態度を身に付ける。	1後	20	1	○			○				○
11	○			解剖学	人体の構造の概要を理解する。	1前	30	2	○			○				○

12	○		組織・発生学	細胞・組織・発生について概要を理解する。歯と歯周組織の組織学的構造および発生について理解する。	1 後	20	1	○			○			○	
13	○		人体機能学 (生理学)	人体の仕組みの基礎的事項を学び、理解する。歯科衛生士として必要な、歯及び口腔機能に関する知識を習得する。	1 後	20	1	○			○			○	
14	○		生体物質・口腔 の化学(生化学)	歯科衛生士として、患者に口腔衛生指導・栄養管理指導する上で必要な生化学的知識、並びに齲蝕・歯周病の原因・予防を理解するための基礎として必要な口腔生化学的知識を身に付ける。	1 通	30	2	○	△		○			○	
15	○		口腔解剖学	口腔を中心に頭頸部の解剖について基礎知識を身に付ける。	1 通	30	2	○			○			○	
16	○		歯牙解剖	口腔形態を理解するために、歯冠部並びに歯根の形態を理解する。	1 前	20	1	○		△	○			○	
17	○		病理学・口腔 病理学	疾病について基本的な考え方を習得し、顎口腔領域に発症する多彩な疾病について理解を得る。	1 後	30	2	○			○			○	
18	○		薬理学・歯科 薬理学	薬物が生態に対してどのように作用し、治療学的意義を持つのかについて、代表的な薬物を中心に基礎的な知識を習得する。	1 後	30	2	○	△		○			○	
19	○		微生物学・口腔 微生物学	微生物学は病原微生物の生態、微生物-宿主関係並びに感染症を理解し、免疫学は病原微生物に対する免疫応答を理解する。	1 後	30	2	○	△		○			○	
20	○		口腔衛生	口腔の健康について理解を深め、集団における口腔疾患予防能力、地域集団に対する疾病の予防能力を高めるために口腔保健に関する専門知識を習得する。	1 前	20	1	○			○			○	
21	○		公衆歯科衛生・ 歯科衛生統計	口腔保健情報を科学的根拠に基づいて理解するための知識、方法について学ぶ。	1 後	30	2	○			○		○	○	
22	○		衛生学・公衆 衛生学	公衆衛生学に必要な環境と人との関わり、疾病を予防するための社会の取り組みに関する知識の習得。	1 前	20	1	○			○			○	

23	○		カリオロジー学	う蝕に関する各事項を統合することで「カリオロジー（う蝕学）」として理解する。	3前	15	1	○			○			○	
24	○		衛生行政・社会福祉	日本の法・制度の基本枠組みと、歯科衛生業務を行う上で必要な諸法規を学び、社会の仕組みとそこでの歯科衛生の役割を理解する。また、これからの保険、医療、福祉分野における歯科の在り方を考え、積極的に社会に参画する素養を身に付けることを目指す。	2前	30	2	○			○			○	
25	○		歯科衛生士概論	歯科医学における臨床の概要、歯科衛生士としての基礎となる知識と歯科医療の基本を学ぶ。	1通	30	2	○	△		○			○	
26	○		保存修復学	歯牙硬組織疾患の診査・診療・治療の手順について理解する。	1後	20	1	○			○			○	
27	○		歯内療法学	歯髄及び根尖性歯周疾患の原因と進展機序を理解し各種歯内治療法の目的及び術式を理解する。	2前	20	1	○			○			○	
28	○		歯周療法学Ⅰ	歯周組織の構造と機能、歯周病の発症・進展機構、歯周治療の理論的背景それぞれについて説明できる。歯周病の術式を知り、それを説明できる。歯周治療に果たす歯科衛生士の役割を説明できる。	2前	20	1	○			○			○	
29	○		歯周療法学Ⅱ	歯周検査を基に口腔ケアプランを作成し、口腔清掃指導やスケーリング・ルートプレーニング及びメンテナンスが実践的にできるようにする。模擬患者実習を行い、各自の症例についてパソコンを使用してプレゼンテーションができるようにする。	3前	15	1	○	△	△	○			○	
30	○		歯科補綴学	歯の喪失に伴う口腔の特性及びそれに関連する顎口腔系並びにこれらに関連する全身的变化を理解しクラウンブリッジ診療を補助するために必要となる治療計画、治療、術後管理の知識を身に付ける。	2前	20	1	○			○			○	
31	○		歯科矯正学	不正咬合とそれによる様々な障害、それに対して矯正歯科医師がどのように対処するのかを学び、歯科衛生士としてどのようにサポートするのか、知識と技術を学ぶ。	2前	15	1	○			○			○	
32	○		口腔外科学	口腔外科の診療補助能力を習得する。各項目については、診療補助の範囲を考慮する。	2前	15	1	○			○			○	
33	○		全身管理学	歯科診療で適用する主な麻酔法及び全身管理において歯科衛生士として必要な知識を理解する。	2前	15	1	○			○			○	

34	○		小児歯科学	口腔疾患の発病、進行時期として重要な小児期における歯科衛生士の役割を理解し、臨床の場で対応できるような能力の基礎を総合的に学ぶ。小児の心身の発達に関する基本的知識や、小児の口腔疾患、予防法、診療補助等について知識を習得する。	2 前	20	1	○			○			○
35	○		障がい者・高齢者歯科学	疾病を持つ高齢者及び障がい者のQOLを高める歯科的援助を行うため、高齢者、障がい者の全身・精神・行動・顎口腔の特徴と、これらの人々に対する歯科医療の機能と役割及び支援法を理解する。	2 前	20	1	○			○			○
36	○		口腔疾患予防 処置法Ⅰ	対象となる個人、集団のニーズに応じた適切な歯科衛生行動をとるために問題解決能力を高め、専門的な支援の実践につながる予防処置Ⅰにおける知識、技術、態度を習得する。	1 通	##	4	○	△	△	○		○	○
37	○		口腔疾患予防 処置法Ⅱ	対象となる個人、集団のニーズに応じた適切な歯科衛生行動をとるために問題解決能力を高め、専門的な支援の実践につながる予防処置Ⅱにおける知識、技術、態度を習得する。	2 通	80	2	○	△	△	○		○	○
38	○		口腔疾患予防 処置法Ⅲ	対象となる個人、集団のニーズに応じた適切な歯科衛生行動をとるために問題解決能力を高め、専門的な支援の実践につながる予防処置Ⅲにおける知識、技術、態度を習得する。	3 通	80	2	○	△	△	○		○	○
39	○		保健指導法Ⅰ (含 栄養指導)	対象となる個人、集団のニーズに応じた適切な歯科衛生行動をとるために問題解決能力を高め、専門的な支援の実践につながる保健指導Ⅰにおける知識、技術、態度を習得する。	1 通	##	3	○	△	△	○		○	○
40	○		保健指導法Ⅱ	対象となる個人、集団のニーズに応じた適切な歯科衛生行動をとるために問題解決能力を高め、専門的な支援の実践につながる保健指導Ⅱにおける知識、技術、態度を習得する。	2 通	80	2	○	△	△	○		○	○
41	○		保健指導法Ⅲ	対象となる個人、集団のニーズに応じた適切な歯科衛生行動をとるために問題解決能力を高め、専門的な支援の実践につながる保健指導Ⅲにおける知識、技術、態度を習得する。	3 通	80	2	○	△	△	○		○	○
42	○		歯科衛生ケア プロセス	対象者のニーズに応じた歯科衛生ケアを意図的に、科学的に実施するために、収集した情報をクリティカル思考を用いて処理し、歯科衛生診断を行い歯科衛生ケアプランをデザインする。	2 前	15	1	○	△		○		○	○
43	○		歯科診療補助 法Ⅰ	対象となる個人、集団のニーズに応じた適切な歯科衛生行動をとるために問題解決能力を高め、専門的な支援の実践につながる歯科診療補助Ⅰの知識、技術、態度を習得する。	1 通	##	3	○	△	△	○		○	○
44	○		歯科診療補助 法Ⅱ(含歯科 材料、歯科放 射線学、介護 技術)	対象となる個人、集団のニーズに応じた適切な歯科衛生行動をとるために問題解決能力を高め、専門的な支援の実践につながる歯科診療補助Ⅱの知識、技術、態度を習得する。	2 通	##	3	○	△	△	○		○	○

45	○		歯科診療補助法Ⅲ（含看護学）	対象となる個人、集団のニーズに応じた適切な歯科衛生行動をとるために問題解決能力を高め、専門的な支援の実践につながる歯科診療補助Ⅲの知識、技術、態度を習得する。	3通	80	2	○	△	△	○		○	○	
46	○		感染予防学	感染の成立原因に対する理解と感染予防対策の具体的方法を習得する。	2前	15	1	○			○			○	
47	○		医学一般・臨床検査法	歯科における臨床検査の補助を適切に行うため、臨床検査の意義、諸検査に必要な知識、検体の取り扱いについて習得する。	2通	20	1	○	△		○			○	
48	○		臨地・臨床実習Ⅰ	①歯科衛生士に関連する業務全般の見学 ②小学生への口腔衛生指導及び資料の作成 ③歯科診療補助の体験	1通	90	2		△	○	○	○	○	○	○
49	○		臨地・臨床実習Ⅱ	①診療における必要な前準備及び器具の消毒・滅菌 ②歯科衛生士業務を指導を受けながら実際に行う。	2通	##	8		△	○	○	○	○	○	○
50	○		臨地・臨床実習Ⅲ	①患者に対し初期検査を行い、口腔保健指導等を行う。 ②歯科衛生士業務を自ら行う、	3通	##	11		△	○	○	○	○	○	○
51	○		看護学	看護における援助プロセス・方法を学び、医療職者に共通する問題解決過程、観察、安全管理について理解する。	1後	15	1	○	△		○			○	
52	○		口腔リハビリテーションⅠ	摂食・嚥下障害を有する対象者及び高齢者へ適切な歯科衛生ケアを行うため、摂食・嚥下指導及び専門的口腔ケアの基本的な知識・技術・態度を習得する。	2後	15	1	○	△	△	○	○	○	○	
53	○		口腔リハビリテーションⅡ	摂食・嚥下障害を有する対象者及び高齢者へ適切な歯科衛生ケアを行うため、摂食・嚥下指導及び専門的口腔ケアの基本的な知識・技術・態度を習得する。	3通	30	2	○	△	△	○	○	○	○	
54	○		病院管理学（社会保険・請求事務歯科マネジメント）	円滑な歯科医院業務に貢献できるよう、社会保険制度の仕組み及び保険請求に関する基礎知識を習得する。	3後	15	1	○			○			○	

55	○		総合歯学	学修してきた内容の総復習を行い、歯科衛生士として必要な知識を再確認する。	3 後	##	5	○			○			○
56	○		国際コミュニケーション	歯科衛生士に関する基本的な用語を英語で説明する、診療室における基本的な事項を英語で表現する。英文ホームページ、文献から必要な情報を収集する、などの基本的な英語力を習得する。	2 前	30	1	○			○		○	○
57	○		研究	歯科衛生士・臨床に関する課題を自ら見出し、研究を行い、論文を作成するための基本的な知識、技術、態度を習得して、研究における意義、その構成要素を説明する。また、研究に関連した文献を収集する。	2 通	30	1	○	△		○		○	
合計					57	科目	103(2,884) 単位 (単位時間)							

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件： 全ての授業科目を履修して、各科目60点以上であること。卒業認定		1 学年の学期区分	2 期
履修方法： 各授業科目毎に、その授業科目の3分の2以上出席すること。		1 学期の授業期間	18 週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。